

DV（ドメスティックバイオレンス）等を理由に居住地に住民票を移していない方も受給できる可能性があります！

令和6年度住民税均等割非課税世帯の方へ

令和6年度物価高対策重点支援給付金 (1世帯あたり3万円)のご案内

DV等避難中(※)の方も、DV等避難者（同伴者含む）の令和6年度住民税均等割が非課税である場合は、「令和6年度物価高対策重点支援給付金（1世帯あたり3万円、児童1人あたり2万円）」をご自身が受給できる可能性があります。

※「DV等避難中」とは、DV等の被害者が、住民票以外の場所にお住まいの場合をいいます。

受給したい場合は、「申出」が必要です。

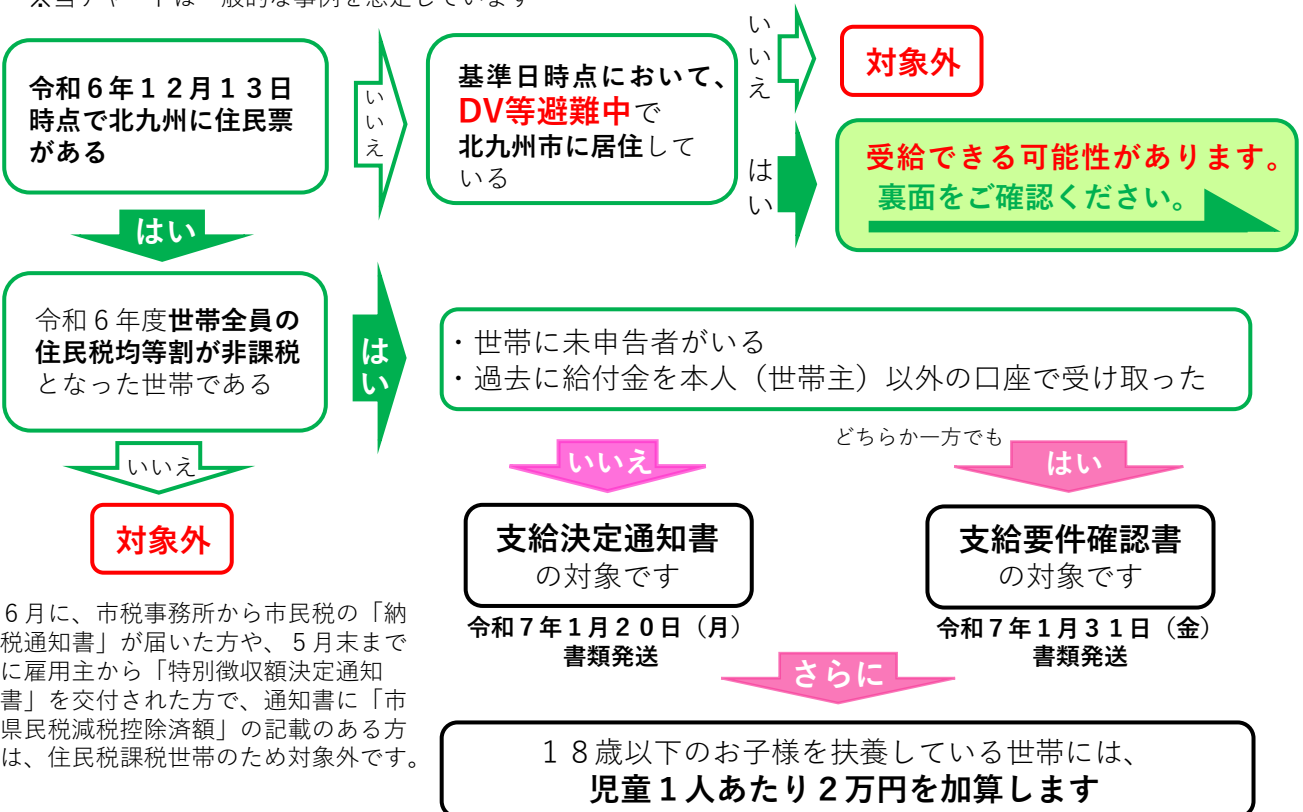
対象世帯

基準日（令和6年12月13日）時点において、DV等避難中で北九州市に居住しているが住民票を避難先に移していない世帯(※)で、DV等避難者（同伴者含む）の令和6年度住民税均等割（令和5年1月～12月の収入を基に算定）が非課税となった世帯

※基準日までに、北九州市に住民票を移している場合、支給決定通知書又は支給要件確認書を送付します。（「申出」は不要です）

支給対象世帯確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています



6月に、市税事務所から市民税の「納税通知書」が届いた方や、5月末までに雇用主から「特別徴収額決定通知書」を交付された方で、通知書に「市県民税減税控除済額」の記載のある方は、住民税課税世帯のため対象外です。

支給要件・手続き・必要書類等

住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済みの場合であっても、ご自身が**支給要件**を満たせば、給付金を受給できます。

支給要件

DV等避難中であることの証明ができ、DV等避難者（同伴者含む）の令和6年度住民税均等割が非課税となった世帯である。

手続き

①の「申出書」に、②の書類を添付して下記あて先にお送りください。

あて先
〒803-0813 北九州市役所内郵便局留（北九州市小倉北区域内1番1号）
北九州市重点支援給付金担当

- ① 「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」
申出書は、北九州市ホームページからダウンロードまたは、各区役所の子ども・家庭相談コーナーで入手してください。
- ② DV等避難中であることを明らかにできる書類
当該書類をお持ちでない場合は、各区役所の子ども・家庭相談コーナーにご相談ください。（相談内容によっては書類を発行できない場合もあります。）

DV避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠） ※いずれか1つで可

- 配偶者に対する保護命令書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が出されている場合等
- 住民基本台帳における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書（※）

（※）令和6年12月14日以降、北九州市に住民票を異動させており、当該措置を受けている方は申出書のみ提出してください。

- ③ 事務局で送付された書類を確認し、該当する場合、「申請書」をお送りします。なお、確認に際し、**追加で書類の提出を求める場合があります。**

申請

「申請書」に必要事項を記載の上、返信用封筒で返送してください。

申請期限：令和7年6月2日（月）消印有効

審査

審査後、支給要件を満たすことを確認した上で、給付金を支給します。審査には時間がかかります。

※給付金（3万円）の支給対象となった世帯で、同一世帯に18歳以下の児童がいる世帯については、**児童1人あたり2万円を加算して支給します。**

各区役所の子ども・家庭相談コーナー（区保健福祉課内）
<開庁時間> 月～金 8時30分～17時（祝日除く）

相談に時間を要することがあるため、できる限り16時までにお願いいたします。また、来庁前にお電話ください。

- ・ 門司区（☎332-0115） ・ 八幡東区（☎661-0115）
- ・ 小倉北区（☎563-0115） ・ 八幡西区（☎642-0115）
- ・ 小倉南区（☎951-0115） ・ 戸畑区（☎881-0115）
- ・ 若松区（☎771-0115）

「申出書」は北九州市
ホームページからダウン
ロードからできます。

